

# 熊本県公報

号外 第 12 号  
平成 19 年 3 月 30 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○農業協同組合法施行細則の一部改正……………	(団体支援総室) 1
○熊本県計量検定所規則を廃止する規則……………	(商工政策課) 7
○熊本県都市公園規則の一部を改正する規則……………	(都市計画課) 7
○児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の施設等の指定等に関する規則……………	(障害者支援総室) 8
○熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	(人 事 課) 12

## 規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 12 号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和 31 年熊本県規則第 26 号）の一部を次のように改正する。  
第 4 条第 3 項中「前項各号」を「前項」に改め、「の各号」を削り、「添附」を「添付」に改め、同項第 2 号中「第 49 条第 2 項」の次に「若しくは第 3 項」を加え、「書面」を「書類」に改める。

第 6 条第 2 項第 6 号中「の規定による公告及び催告の状況を記載した書類」を「若しくは第 3 項」に、「書面」を「書類」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 11 条の 4 第 1 項」を「第 11 条の 7 第 1 項」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 11 条の 4 第 3 項」を「第 11 条の 7 第 3 項」に改め、同条第 2 項中「(法第 44 条第 4 項の規定により共済規程の変更について総会の決議を経ることを要しないものとした場合にあつては、第 5 号に掲げる書類を除く。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、法第 44 条第 5 項の規定により共済規程の変更について総会の決議を経ることを要しないものとした場合においては、第 1 項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の理由書
- (2) 新旧条文の対照表
- (3) 理事会の議事録の謄本又は抄本

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(共済規程変更届出)

第 10 条の 2 法第 11 条の 7 第 4 項の規定による共済規程の変更の届出は、別記第 9 号様式の 2 による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の理由書
- (2) 新旧条文の対照表
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

3 前項の規定にかかわらず、法第 44 条第 5 項の規定により共済規程の変更について総会の決議を経ることを要しないものとした場合においては、第 1 項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の理由書
- (2) 新旧条文の対照表
- (3) 理事会の議事録の謄本又は抄本

第 11 条第 1 項中「第 11 条の 8 第 1 項」を「第 11 条の 23 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 11 条の 8 第 3 項」を「第 11 条の 23 第 3 項」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 11 条の 14 第 1 項」を「第 11 条の 29 第 1 項」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 11 条の 14 第 3 項」を「第 11 条の 29 第 3 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 11 条の 15 の 3 第 1 項」を「第 11 条の 32 第 1 項」に改め、同条第

2 項第 2 号中「第 11 条の 15 の 2 第 1 項第 1 号」を「第 11 条の 31 第 1 項第 1 号」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 11 条の 15 の 3 第 3 項」を「第 11 条の 32 第 3 項」に改める。

- 第19条第1項中「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」に改める。
- 第20条中「第64条第5項」を「第64条第4項」に改める。
- 第21条第2項第8号中「第49条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「書面」を「書類」に改める。
- 第24条中「添附」を「添付」に改め、同条第4号中「臨時総会の招集」の次に「(法第48条第7項により準用される場合を含む。)」を加える。
- 第25条第1項第3号中「準組合員」を「准組合員」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 総会又は総代会において法第44条第1項第3号の決議を経たときは、その日から2週間以内に、事業計画書に、総会又は総代会の議事録の謄本を添えて知事に提出しなければならない。
- 第25条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 通常総会又は通常総代会において法第44条第1項第5号の決議を経たときは、その日から2週間以内に、法第36条第7項に規定する決算関係書類及び法第37条第1項の規定により通常総会又は通常総代会に提出し、若しくは提供した書面に、通常総会又は通常総代会の議事録の謄本を添えて知事に提出しなければならない。
- 第27条に次の1項を加える。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - (1) 登記事項証明書
    - (2) 定款
- 第28条第2項中「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。
- (1) 登記事項証明書
  - (2) 解散の理由書
  - (3) 法第73条第4項において準用する法第64条第1項第1号による解散のときは、総会の議事録の謄本
  - (4) 解散時の財産目録及び貸借対照表
- 第29条第2項第4号中「第49条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「手続き」を「手続」に、「書面」を「書類」に改める。
- 別記第5号様式及び別記第5号様式の2を次のように改める。

## 別記第5号様式(第6条関係)

## 農業協同組合(連合会)合併認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

農業協同組合(連合会)に 農業協同組合(連合会)を合併することとしたので、  
認可くださるよう下記の書類を添えて申請します。

## 記

- 1 法第10条第1項第3号の事業を行う組合以外の組合の添付書類
  - (1) 合併理由書
  - (2) 合併経過書
  - (3) 合併契約書謄本
  - (4) 合併を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
  - (5) 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
  - (6) 法第65条第4項において準用する法第49条第2項若しくは第3項又は法第50条第2項の手續を了したことを証する書類
  - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 法第10条第1項第3号の事業を行う組合の添付書類
  - (1) 1に掲げる書類
  - (2) 総代会で合併を決議した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
  - (3) 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録
  - (4) 合併後存続する組合の定款、信用事業規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類
  - (5) その他、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)第57条第1項第9号から第12号までに掲げる書面

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

## 別記第5号様式の2(第6条関係)

## 農業協同組合(連合会)合併認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

申請者 名称

設立委員氏名 印

(以下設立委員全員連名)

農業協同組合(連合会)と 農業協同組合(連合会)を合併し、 農業協同組合(連合会)を設立することとしたので、認可くださるよう下記の書類を添えて申請します。

## 記

- 1 法第10条第1項第3号の事業を行う組合以外の組合の添付書類
  - (1) 合併理由書
  - (2) 合併経過書
  - (3) 合併契約書謄本
  - (4) 合併を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
  - (5) 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
  - (6) 法第65条第4項において準用する法第49条第2項若しくは第3項又は法第50条第2項の手続を了したことを証する書類
  - (7) 設立委員の経歴概要調書及び設立委員会の議事録の謄本
  - (8) 合併により設立する組合の定款及び事業計画書
  - (9) 役員経歴概要調書
  - (10) その他知事が必要と認める書類
- 2 法第10条第1項第3号の事業を行う組合の添付書類
  - (1) 1に掲げる書類
  - (2) 総代会で合併を決議した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
  - (3) 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録
  - (4) 合併により設立される組合の信用事業規程、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、事務所の位置、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類
  - (5) その他、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条第1項第9号から第12号までに掲げる書面

(備考) 1 設立委員の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 9 号様式中「別記第 9 号様式」を「別記第 9 号様式（第 10 条関係）」に改め、同  
様式中「決議したので」を「決議しましたので（定款第 条の規定により共済規程を変  
更しましたので）」に、

「 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

を  
」

「 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

（法第 44 条第 5 項の規定による場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本）

に改  
」

め、同様式備考中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第9号様式の2(第10条の2関係)

農業協同組合共済規程変更届

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名

年 月 日の総会(総代会)において共済規程の変更を決議しましたので  
(定款第 条の規定により共済規程を変更しましたので)、下記の書類を添えて届け出  
ます。

記

- 1 変更の理由書
- 2 新旧条文の対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本  
(法第44条第5項の規定による場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本)

(備考) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 14 号様式中「別記第 14 号様式」を「別記第 14 号様式（第 15 条関係）」に改め、同様式中「第 11 条の 15 の 2 第 1 項第 1 号」を「第 11 条の 31 第 1 項第 1 号」に、「のみ」を「に限る。」に改める。

別記第 17 号様式中「別記第 17 号様式」を「別記第 17 号様式（第 18 条関係）」に改め、同様式中「第 50 条の 2 第 6 項」を「第 50 条の 2 第 4 項」に、「の規定による公告及び催告の状況を記載した書類」を「若しくは第 3 項又は法第 50 条第 2 項の手續を了したことを証する書類」に、「第 50 条第 1 項第 6 号から同項第 7 号に掲げる書類」を「第 50 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる書面」に、「第 51 条第 1 項第 7 号から同項第 9 号に掲げる書類」を「第 51 条第 1 項第 6 号の 2 から第 9 号までに掲げる書面」に改める。

別記第 20 号様式中「別記第 20 号様式」を「別記第 20 号様式（第 21 条関係）」に改め、同様式中「農業協同組合法」を「法」に、「（及び第 50 条第 2 項）」を「若しくは第 3 項又は法第 50 条第 2 項」に改める。

別記第 23 号様式中「別記第 23 号様式」を「別記第 23 号様式（第 28 条関係）」に改め、同様式中

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 解散の理由書            | を |
| 2 総会の議事録の謄本         |   |
| 3 解散議決時の財産目録及び貸借対照表 |   |

- |  |   |
|--|---|
| 1 登記事項証明書  | に |
| 2 解散の理由書   |   |
| 3 法第 73 条第 4 項において準用する法第 64 条第 1 項第 1 号による解散のときは、総会の議事録の謄本 |   |
| 4 解散時の財産目録及び貸借対照表  |   |

改める。

別記第 24 号様式の 1 中「別記第 24 号様式の 1（吸収合併の場合）」を「別記第 24 号様式の 1（第 29 条関係）（吸収合併の場合）」に改め、同様式中「法第 49 条第 2 項又は法第 50 条第 2 項の手續を了したことを証する書面」を「法第 73 条第 2 項において準用する法第 49 条第 2 項若しくは第 3 項又は法第 50 条第 2 項の手續を了したことを証する書類」に改める。

別記第 24 号様式の 2 中「別記第 24 号様式の 2（新設合併の場合）」を「別記第 24 号様式の 2（第 29 条関係）（新設合併の場合）」に改め、同様式中「法第 49 条第 2 項又は法第 50 条第 2 項の手續を了したことを証する書面」を「法第 73 条第 2 項において準用する法第 49 条第 2 項若しくは第 3 項又は法第 50 条第 2 項の手續を了したことを証する書類」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県計量検定所規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 13 号

熊本県計量検定所規則を廃止する規則

熊本県計量検定所規則（昭和 27 年熊本県規則第 25 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 14 号

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則

熊本県都市公園規則（平成 4 年熊本県規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

- 第 13 条を第 14 条とし、第 3 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（許可を受けて広告物の表示をすることができる都市公園）

第 3 条 条例第 2 条第 1 項第 5 号の規則で定める都市公園は、次に掲げるものとする。

(1) 熊本県民総合運動公園

(2) 熊本県営八代運動公園

別記第 4 号様式中「電話番号」を「電話番号 - -」に改め、同様式の注中「撮影しよう」を「撮影し、又は業として映画若しくはテレビの撮影その他これらに類する行為をしよう」に改め、同様式の注に次のように加える。

(5) 広告物の表示を行おうとする場合は、広告物の内容を記載した書類

別記第 6 号様式中「第 3 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

別記第 7 号様式中「第 4 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

別記第 8 号様式中「第 5 条関係」を「第 6 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 15 号

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）に定めるもののほか、指定知的障害児施設等（法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。）をいう。以下同じ。）に係る法第 24 条の 2 第 1 項の規定による指定、法第 24 条の 13 の規定による届出の受理、法第 24 条の 14 の規定による指定の辞退の受理又は法第 24 条の 17 の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下これらを「指定等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第 2 条 法第 24 条の 9 第 1 項の規定による指定の申請は、指定知的障害児施設等指定申請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

2 指定知的障害児施設等の指定を受けた者は、指定を受けた旨を当該指定に係る施設の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第 3 条 法第 24 条の 13 の規定による指定の変更の届出は、変更届出書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

(指定の辞退)

第 4 条 法第 24 条の 14 の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

(公示)

第 5 条 法第 24 条の 18 の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定知的障害児施設等の名称及び所在地

(2) 指定知的障害児施設等の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(3) 指定又は指定の辞退若しくは取消しの年月日

(4) 事業所番号

(5) 指定知的障害児施設等の種類

(市町村への情報提供)

第 6 条 知事は、指定等をしたときは、市町村長に対して、前条に掲げる事項その他必要な事項を通知するものとする。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、指定障害児施設等の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

受付番号

指定知的障害児施設等指定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者

印

児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に係る指定を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

施設所在地市町村番号

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — ) 県 郡・市		
	法人である場合その種別			法人所轄庁
	連絡先	電話番号	F A X 番号	
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ	氏 名
	代表者の住所	(郵便番号 — ) 県 郡・市		
指定を受けようとする施設の種類	フリガナ			
	名称			
	施設の所在地	(郵便番号 — ) 県 郡・市		
	施設種別	指定申請する施設の事業開始予定年月日	様 式	
	同一施設において行う事業等の種類	事業所番号		
	備考			

(備考)

- 1 「受付番号」「施設所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一施設において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 5 事業所番号欄には、熊本県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 6 申請する施設種別に応じて別に定める付表及び必要書類を添付してください。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

熊本県知事

様

住 所

申 請 者 (所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した施設	事業所番号	
	名称	
	所在地	
	施設の種別	
変更があった事項		変更の内容
1 施設の名称	(変更前)	
2 施設の所在地 (設置の場所)		
3 申請者 (設置者) の名称		
4 主たる事務所の所在地		
5 代表者の氏名及び住所		
6 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項 証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)	(変更後)	
7 医療法第 7 条の許可を受けた病院又は診療所 であることを証する書類		
8 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		
9 施設の管理者の氏名、経歴及び住所		
10 運営規程		
11 障害児施設給付費及び障害児施設医療費 (障 害児施設医療を提供する場合に限る。) の請求 に関する事項		
12 (1) 併設施設における利用定員数又は当該 施設の入所者の定員 (2) 協力医療機関の名称及び診療科名並び に当該協力医療機関との契約内容 (3) 併設する施設がある場合の施設の概要		
変更年月日		年 月 日

(備考)

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 12は、11の関連事項として該当がある場合に○を付してください。
- 3 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 4 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

熊本県知事

様

住所  
申請者(所在地)  
氏名 印  
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号	
指定を辞退する施設	名称	
	所在地	
指定を受けた年月日		年 月 日
指定を辞退する年月日		年 月 日
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

(備考) 指定を辞退する日の3か月前までに届け出てください。

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第16号**

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年熊本県規則第38号）の一部を次の  
ように改正する。

第4条第5項中「を超える職員に関する」を「に達した職員に関する当該年齢に達した  
日後における最初の4月1日以後の」に改める。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年1月1日から適用する。